

遊心苑訪問リハビリテーション事業所
運営規程

遊心苑訪問リハビリテーション事業所

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人遊心苑が開設する遊心苑訪問リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態(指定介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対して、常に適切な指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業所は、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

2. 事業の提供にあつては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて行うものとする。
3. 事業の運営にあつては、関係市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 遊心苑訪問リハビリテーション事業所
- 二 所在地 秋田市添川字境内川原196番地1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (医師兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 作業療法士 1名以上
作業療法士は、指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション](作業療法)サービスの提供にあたるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午後1時15分から午後5時までとする。

(事業の内容)

第6条

事業所は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）計画の作成
- 二 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供
- 三 その他必要とするサービス

(利用料)

第7条

- 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは利用者の所得により利用者負担として1割、2割または3割の支払いを受けるものとする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に要した交通費は、原則としてその実費500円を徴収する。
 3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で同意を得るものとする。
 4. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の利用料の支払いを受けたときは、サービス提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、秋田市内（泉、保戸野、中通、手形、檜山、添川、広面、太平、山王、横森、大町、外旭川、土崎、千秋、飯島、南通、八橋、川元、濁川、将軍野、旭川、桜、東通、上新城、柳田）の地域とする。

(虐待防止等)

第9条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、サービス提供中に、従業員および養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持）

第10条

従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、在職期間中はもとより離職後においても保持するものとする。

2. サービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（苦情処理）

第11条

事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条

事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施する。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(記録の整備)

第14条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）計画その他指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人遊心苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 7月 1日から施行する。

平成19年	2月	1日	改訂
平成27年	8月	1日	改訂
平成30年	8月	1日	改訂
令和1年	6月	1日	改訂
令和5年	1月	1日	改訂
令和5年	11月	1日	改訂

[別 表]

遊心苑訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）料金表

1. 訪問リハビリテーション費（介護予防訪問リハビリテーション費）等の介護報酬の料金

厚生労働大臣が定める基準額

2. その他の利用料（全額自己負担）

通常の事業実施地域外への訪問

（自動車使用の場合は、1回

実 費

500円)